



# くらしのフレッシュ便



## 相談ファイル

～ クリックしていると突然、請求画面に ～

### 《相談内容》

インターネットで無料動画のサイトを見ていたら、途中で「18歳以上ですか」という質問が出てきた。何の気なしに「ハイ」をクリックすると、入会完了の画面が出て、約5万円を請求された。年齢確認の画面を下にすすめると金額が書いてあった。請求金額を支払わないといけないのだろうか？(30代, 男性)

### 《アドバイス》

これまで多かった架空請求メールと異なり、実際に自ら操作をして、料金請求画面が表示されるので、驚く人が多いようです。相談者には電子消費者契約法について説明し、申込内容を確認・訂正できる画面がなければ、無効を主張できるので、支払いの必要は無いし、連絡しないで無視するように伝えました。

こういったトラブルでは、「芸能人の情報サイト」、「無料コミック」など、アダルトサイトと無関係なサイトから誘導されるケースもありますので、十分注意してください。

「無料」と書いてあるとついついづいてみたくくなりますが、どうして無料なのかをよく考えてください。興味本位に良くわからないサイトにアクセスしないようにしましょう。携帯電話の機種名や個人識別番号、位置情報が事実だったとしても、それらから個人情報が事業者者に漏れることはありません。事業者者に連絡しないでください。個人情報を聞き取られる危険があります。

もし、登録料を請求されるなどのトラブルにあったら、一人で抱え込まず家族やお近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



## 生活情報ファイル

～ 6月から住宅用火災警報器の設置が義務化されます～

改正消防法により、6月以降、既存住宅でも住宅用火災警報器の設置が義務化されます。市内の市町では既存住宅の寝室と階段室(家に階段がある場合)の上部にも設置が必要になります。詳しくはお住まいの市町に御確認ください。

### 米国では住宅用火災警報器の普及で死者数半減

米国では、1970年代後半から住宅用火災警報器の設置が、国家的方針になり、州法で義務付けられました。その結果⇒住宅火災による死者数は、70年代後半の6千人程度から90年代後半の3千人程度に半減しました。

### 住宅用火災警報器があったおかげで…

- ・母親が寝ているうちに子どもが、オーブントースターで可燃物を燃やし出火。警報器の音で母親が目覚まし子どもを抱えて避難した。
  - ・仏壇の線香が絨毯に落下して出火。居住者は外出中で留守だったが、隣人が警報器の音に気づき、火災を確認119番通報し、近隣住民とともに初期消火を行った。
- 以上のような事例が多数あります。

総務省消防庁資料

火災警報器は、逃げ遅れ防止につながります。取り付けて家族の命を守りましょう。

### <参考>

総務省消防庁ホームページ : <http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>

## 試してみよう、消費者力！第3回

Q クリーニングに出した衣類にトラブルがあったときの賠償について述べた文のうち、適切なものはいくつあるか選りなさい。

- (ア) 消費者が洗濯物を受け取った日から6か月を過ぎると、店に賠償を求めることはできない。  
(イ) 消費者はトラブルにあうことを予測できないから購入価格が賠償される。  
(ウ) 購入価格が不明のときの賠償額は4,000円と決められている。  
(エ) トラブルが多発するため賠償基準は法律で定められている。

1 1つ                      2 2つ                      3 3つ                      4 4つ

【第7回消費者力検定（平成22年度実施）一般コースから】

## くらしのまめちしき

### ～良い商品を安心して選べる社会を守る「景品表示法」～

消費者なら、誰もがより良い商品やサービスを求めます。ところが、実際より良く見せかける表示や、過大な景品付き販売で、それにつられた消費者が実際には質の良くない商品やサービスを買ってしまうおそれがあります。このような不当表示や不当景品から消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）」です。

#### 不当表示の禁止[うそつき表示、大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁じています。]

○品質や価格などは、消費者が商品やサービスを選ぶ重要な基準になりますから、その表示は正しく、わかりやすいことが大前提です。もし、商品やサービスの実際の内容より著しく良く見せかけたり、他社より優れているように見せかけた表示があると、消費者の適切な選択が妨げられてしまいます。このため、景品表示法では、消費者を誤認させる不当な表示を禁止しています。

#### 不当景品の禁止[過大なオマケや豪華な景品で、消費者をあおることを禁じています。]

○商品やサービスの販売促進のため、景品類の提供が盛んになっています。しかし、消費者が景品によって商品・サービスを選ぶようになると、質の良くない商品や価格の高いものを買わされて不利益を受けてしまうおそれがあります。このような不利益を消費者が受けないように、景品類の最高額、総額などを景品表示法で制限しています。

#### 景品表示法違反事実に関する情報提供窓口

- ・消費者庁表示対策課（情報管理担当）  
〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー5F／電話：03-3507-8800（代）
- ・広島県環境県民局消費生活課 電話：082-513-2730

#### 景品表示法の詳しい内容は以下のホームページにあります

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

「試してみよう、消費者力！第3回」解答と解説⇒（ア）のみ正しい。6か月以内に申し出ないと店が責任を負わないのは、事故原因の特定が困難になるからである。クリーニング事故賠償基準は全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が定めており、賠償額は物品の再取得価格に補償割合をかけて算出される。再取得価格が不明の場合、ドライクリーニングではクリーニング料金の40倍が賠償額となっている。（正解—1）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。